

□住民税・所得税の確認

退職後の税金は、会社の年末調整や給与からの天引き（特別徴収）が行われなくなるため、自分で手続きや納付の確認をする必要があります。

【住民税】

住民税は、前年の所得に対して課税されるため、退職した年の所得に基づいて、翌年以降も住民税が発生します。

前職で「特別徴収」だった場合 → 退職後は「普通徴収」に切り替え
給与から天引きされていた住民税（特別徴収）は、退職後は自分で納める
「普通徴収」に切り替わります。

手続き：この切り替え手続きは、**基本的に退職した会社が行います。**
あなたは特に何かする必要はありません。

【納付書が届くタイミング】

① 1月～5月に退職した場合

その年度分の残りの住民税は、

最後の給与や退職金から一括で天引きされることが一般的です。

ただし、給与額を超える場合は、不足分が普通徴収に切り替わり、納付書が届きます。
退職した年の所得に対する住民税の納付書は、翌年の6月頃に届きます。

② 6月～12月に退職した場合

退職月の住民税は給与から天引きされます。

退職月の翌月以降の住民税（翌年5月分まで）は普通徴収に切り替わり、
市区町村から自宅に納付書が届きます。

この納付書は、退職後すぐに送られてくることが多いです。

この納付書は、前年の所得に対する住民税です。

【納付方法】

届いた納付書を使って、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付します。

通常、年4回（6月末、8月末、10月末、翌年1月末）に分けて納付しますが、
一括で納付することも可能です。

【再就職した場合】

転職先が決まっている場合は、転職先の会社に「**特別徴収への切替申請書**」を提出してもら
うことで、再度給与天引き（特別徴収）に切り替えることができます。

転職先の担当者に相談しましょう。

【所得税】

所得税は、その年の1月1日から12月31日までの所得に対して課税される税金です。会社に勤めている間は、毎月の給与から概算で天引き（源泉徴収）され、年末に「年末調整」で精算されます。

年内に再就職しない場合 → 「確定申告」で還付申請が可能

年の途中で退職し、その年の12月31日までに再就職しなかった場合、会社が行う年末調整を受けられません。

この場合、退職するまでに給与から天引きされた所得税が、本来納めるべき税額よりも多くなっている可能性があります。

「確定申告」を行うことで、払いすぎた税金が還付される可能性があります（これを還付申告と言います）。

還付申告の時期：退職した年の翌年1月1日から5年間、いつでも可能です。

必要書類が揃い次第、早めに行うことをお勧めします。

【確定申告に必要な書類】

①源泉徴収票：退職した会社から発行されます。通常、退職後1ヶ月～1ヶ月半程度で郵送されますので、必ず会社に請求して入手してください。

②本人確認書類（マイナンバーカードなど）

③各種控除証明書（生命保険料控除、医療費控除、iDeCoの掛金証明書など、適用したい控除がある場合）

申告方法：税務署の窓口

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、e-Taxで提出または印刷して郵送

【年内に再就職した場合 → 新しい会社で年末調整】

年の途中で退職し、その年の12月31日までに新しい会社に再就職した場合、新しい会社が年末調整を行います。

この場合、退職した会社から発行される源泉徴収票を新しい会社に提出する必要があります。

これにより、前職と新職の所得が合算され、年末調整で精算されます。

基本的に、自分で確定申告をする必要はありません。

【退職金について】

退職金は、通常、税金が優遇されており、会社に
「退職所得の受給に関する申告書」を提出していれば、
会社が退職金から税金を計算して天引きしてくれるため、原則として確定申告は不要です。

この申告書を提出していない場合は、自分で確定申告が必要になることがあります。

【確認・注意点】

源泉徴収票の確実な入手：所得税の確定申告（還付申告）には必須です。
必ず会社に請求して受け取りましょう。

住民税の納付書：いつ届くか、納付期限はいつかを確認し、
滞納しないように注意しましょう。滞納すると延滞金が発生します。